

NPP を基盤とした“N・T・ライトの義認論”に関する一考察 ——伝統的福音主義の視点から

安黒 務

序

2017 年の 4 月に N・T・ライトが彼の“福音理解の基本の表明”と自認する著作が邦訳出版された。発行後しばしして、わたしの元に『『使徒パウロは何を語ったのか』をどのように読めばよいのか教えていただきたい。わたしには手に負えないのです』との問い合わせが届いた。本論文は、一神学教師による、この問いに対するささやかな応答である。

①『使徒パウロは何を語ったのか』¹とは如何なる本なのか

さて、この本は如何なる本なのか。この本は、今日、福音派諸教会また福音主義神学会でホットな議論の只中にある「二つの義認論」についての本である。さらにこの本は「あなたにはどちらの義認論が好ましく見えるか」と識別・受け入れを迫る本である。「義認」—それはルター主義の言葉を用いると「教会が立ちも倒れもする」条項、またジャン・カルヴァンの言葉を使うとキリスト教の「主たる要目」である。それゆえ、この迫りにどう応答するのか、それはきわめて重大な問題である。

さて我々の議論の中央にある「二つの義認論」とは何か。ひとつは「宗教改

¹ N・T・ライト『使徒パウロは何を語ったのか』岩上敬人訳（いのちのことば社、2017 年）

「パウロ研究の新しい視点 (New Perspectives on Paul: 以下略称 NPP) を基盤としたライトの義認論である。宗教改革の義認論とは如何なる内容をもつのか。それは「キリストの従順と贖いの犠牲を基盤にして、罪過ある罪人を神が恵み深く働かしに受容してくださる」義認論である。NPP を基盤としたライトの義認論とは如何なる内容をもつのか。それは「宗教改革の義認論の“前提”を否定し、用語を再解釈することにより、これを根本的・全面的に“脱構築”した」義認論である。

②ライトが否定している“宗教改革の義認論の前提”³⁾とは何か

では、ライトが否定している“宗教改革の義認論の前提”とは何か。それは、ローマ人への手紙の冒頭に「パウロの義認論」の前提として記されているものである。

パウロは、ローマ 1:16-17 で手紙の主題（「神の義が啓示されていて、信仰から信仰にすすませる」）を告知した後、ただちに「あらゆる不敬虔と不義に対して、神の怒りが天から啓示されている」（1:18）と記している。したがって神が不敬虔な者を義と認めるといふ福音が生じる“前提”には、神の律法を破った罪責あるすべての者に対する神の公平な不興という暗さがある。そして、結論的に神の義が啓示されることによって解決される問題とは、罪と罪責のために有罪判決と死のみがふさわしい者を、キリストの従順と贖いを基盤にして神が義と認めるときに、神は正しいのかということなのである。

ローマ 1:18 で神は義なる怒りという主題を告知した後、二章でこの差し迫っている審判の現実へと向かう。神が「一人ひとり、その行いに応じて報いられ」る「御怒りの日」が近づきつつある（2:5-6）。その日には、キリスト・イエスによる神のさばきが「人々の隠された事柄」を含むすべての上に行われる（2:16）。それゆえ、「神の義」と信仰者たちの「義認」が立証される舞台は明

² 脱構築（デコンストラクション）とは、単なる破壊や否定ではなく、問題となっている対象の前提や構造の分析・解体を通して、必要に応じて変形し、組み立て直す作業。宇田進『現代福音主義神学』（いのちのことば社、2002 年）268 頁

³ コーネリス・P・ベネマ『「パウロ研究の新しい視点」再考』安黒務訳（いのちのことば社、2018 年）80-81 頁

らかに、神の前における裁判および審判においてである。神の前での裁判と判決というこの“前提”の中で、法廷における検察官のやり方に従い、ユダヤ人にも異邦人の間にもある罪と罪責の普遍的な傾向を詳述する。

二章の初めで、ユダヤ人の読者が自分たちに「誤った選民的特権」を意識し、自分たちを例外としながら異邦人の罪人や違反者に対する告発を当然視する誘惑にさらされるかもしれないと示唆し、「律法なし」の異邦人も「律法の下に」あるユダヤ人も、すべてが罪を犯したと力強く論じる（2:12）⁴。

これに対し「NPP を基盤としたライトの義認論」では、「ローマ人への手紙はしばしば、司法あるいは法廷に基づいた神学を解説していると考えられているが、それは間違いである⁵」と「宗教改革の視点を基盤とする義認論の“前提”が真つ向から否定されている。

③「前提が間違っていると、…結論は間違ったものとなる」

この“前提”に関し、論理学の原理ではこのように教えられる。「前提が正しいと結論は正しく、前提が間違っていると結論も間違っている。」これは、正確に言うと「前提が間違っていると、途中の推論がいくら正しくても結論は間違ったものとなる」ということである。

わたしは、二つの義認論問題—「宗教改革の義認論」と「NPP を基盤としたライトの義認論」の中心的な焦点は、“パウロの義認論の前提”理解にあるのではないかと考えている⁶。「宗教改革の義認論」は、上記の伝統的なローマ書冒頭の解釈を前提として構築されているのに対し、「NPP を基盤としたライトの義認論」は、サンダースの『カヴェナンタル・ノミズム』理解を梃（てこ）

⁴ パウロの義認論の前提に関する良書として、Kevin W. McFadden, *Judgment according to Works in Romans: The Meaning and Function of Divine Judgment in Paul's Most Important Letter* (Fortress Press, 2013) がある。

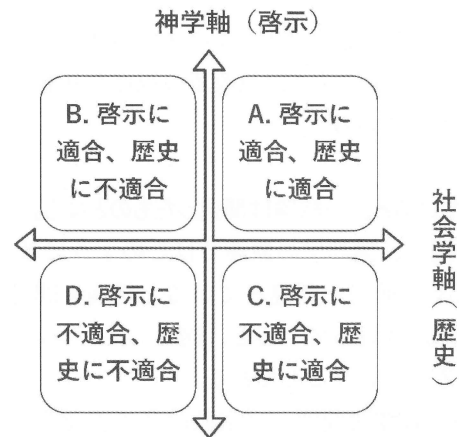
⁵ 『使徒パウロは何を語ったのか』213 頁

⁶ それゆえ、わたしはベネマ『「パウロ研究の新しい視点」再考』の翻訳において、「鍵となる用語—カヴェナンタル・ノミズム“Covenantal Nomism”」に現在学界で使用されている訳語をあてなかった。この鍵語が規定している前提には再考の余地があると考えているからである。103-106 頁参照。

に「伝統的なローマ書冒頭の解釈」を再解釈し「宗教改革の義認論」を脱構築している。

なぜこのようなことが起こっているのか。歴史的背景、神学的文脈を概略的に振り返りつつ問題の本質に迫りたい。

④テキストの意味の理解のために、社会学的視点と神学的視点の両者が必要となる



「福音主義義認論」のための神学的社会的座標軸

この問題の解明にあたり「福音主義義認論の座標軸」を採用する。これは、「宗教改革の義認論」と「NPP を基盤としたライトの義認論」の長所・短所を神学的側面と社会学的側面の両面から考察するためであり、両者の長所を生かし短所を克服する方向性を見出すためである。ここで採用する「福音主義義認論の座標軸」とは、米国の宗教社会学者ピーター・バーガーの「宗教社会学的分析の手法⁷⁾」のことである。以下に、この「手法」と活用法について説明する。

⁷⁾ わたしがこの手法を活用するのは三度目である。最初は「天職意識の喪失過程—英国産業革命前後とその後の、天職神授説から天職選択説と天職意識喪失への移行についての研究」(関西学院大学経済学部卒業論文)、第二に「福音主義イスラ

「神学という学問を社会学という別の学問のうちに包摂するならば、新約聖書の社会学的考察はすべての天的あるいは超常的な側面を無視する結果となり、明らかに神学的な言説を純粹に社会学的な図式の中に押し込める危険を犯すこととなる。

…しかし、宗教を『社会的事実』として理解するという極端な視点だけが、我々に残された選択ではない。超常性の認識をもとにした社会的過程と行動の動的關係が可能であることは、P・バーガーによる宗教の弁証法的定義において示唆されている。すなわち、『特定の歴史的展開において、社会的過程が宗教的概念化 (religious ideation) の結果であること、そして他の場合においてはその逆であることが同様に可能である⁸⁾。』社会と宗教の動的關係性を議論することが可能であれば、宗教共同体の分析過程において、社会学的そして宗教学的（あるいは神学的）な両視点からの議論がなされうる。

…宗教共同体の生き様を描き出す文書において、そのテキストの意味を十分に理解するためには、社会学的視点と神学的視点の両者が必要となる。『社会学的還元主義』が回避されなければならないことは確かであるが、同時に聖書テキストの解釈において社会的要素を無視して、社会的状況を神学的教義へと包摂する『神学的還元主義』をも回避しなければならない⁹⁾。

わたしは、福音主義義認論の座標軸上における、宗教改革の視点を基盤とする義認論のさまざまな議論の中に「神学的還元主義のベクトル¹⁰⁾」を見、NPP

エル論—神学的・社会学的視点からの一考察」(『福音主義神学』45号所収論文)、そして今回である。関西学院大学時代に、天川潤次郎教授より「宗教社会学的思考」の基本と実践を教えられた。天川教授は、東京大学経済学部大塚久雄ゼミ出身でマックス・ウェーバーの流れの研究者の一人である。

⁸⁾ Peter L. Berger, *The Sacred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion* (Doubleday & Co., 1967), pp.47-48、ピーター・L・バーガー『聖なる天蓋：神聖世界の社会学』(新曜社、1989年) 70-71頁。ガラテヤ書簡に対して最も本格的な社会科学的批評を加えた研究としては、Philip F. Esler, *Galatians* (Routledge, 1998) がある。

⁹⁾ 浅野淳博『ガラテヤ共同体のアイデンティティ形成』(創文社、2012年) 20-22頁

¹⁰⁾ 「ベクトル (vector)」は「空間における大きさと方向を持った量」という意味。こ

の視点を基盤とした義認論のさまざまな議論の中に「社会学的還元主義のベクトル¹¹」を見る。そして両者の視点の長所・短所を見極めつつ両方の視点を保ちながら建徳的な議論を続けていく必要があると考える。本論文で扱う「神学軸」は“啓示”つまり「パウロ書簡において啓示されているパウロの福音理解とパウロのユダヤ教理解・律法理解等」の反映度を、「社会学軸」は“歴史”つまり「歴史的研究、特に第二神殿ユダヤ教に関する歴史的資料研究の成果等¹²」の反映度を考えている。義認論に関する論文・著作は幾つものベクトルが重なり合う部分を持つとともに、それぞれの唱道者やグループの中に様々なグラデーションある強調点を抱えており、その判別は二者択一的ではない。つまり福音主義義認論の座標軸の上に複雑なベクトルを示しつつ位置づけられる。

本論文は、四部構成とし、第一部で「宗教改革の義認論」の本質的特徴、第二部でそれと「NPP を基盤としたライトの義認論」との議論の焦点を特定、第三部で神学軸と社会学軸で肯定面・否定面で議論を分析、第四部で問題の本質に焦点を当て総括的に評価し、結語において考察の結果どちらの義認論が好ましいのかの最終判断を下す。これらの議論のプロセス全体と結論において、「『使徒パウロは何を語ったのか』をどのように読めばよいのか」の材料とガイドラインを提示する。

ここでは、啓示と歴史という二つの要素への適合・不適合の反映度を念頭に置いている。

¹¹ 神学的還元主義の最たるもののひとつはファンダメンタリズム（根本主義）の中にみられる。また社会学的還元主義の最たるもののひとつはE・トレルチの歴史主義的方法等にみられる。

¹² 第二神殿ユダヤ教研究等に関する論文や書籍の“ビッグバン”の時代である。膨大な二次文献もあり、完璧を期す解説者は学術誌を渡り歩き、途方もない作業に直面している。ただ、「鹿を追う者、森を見ず」とならないために、この領域のパースペクティブとエッセンスを把握することが大切である。入門的なものとして、市川裕『ユダヤ教の歴史』（河出書房新社、2015年）、ミルトン・スタインバーグ『ユダヤ教の基本』山岡万里子・川合一充訳（ミルトス、2012年）、J・ジュリアス・スコット『中間時代のユダヤ世界』井上誠訳（いのちのことば社、2007年）等がある。

第一部：「宗教改革の義認論」—神学軸方向に強化されたベクトル

A. ライトは「宗教改革の義認論」を手厳しく批判するところから始めている

「NPP を基盤としたN・T・ライトの義認論」は、ライトが「宗教改革の義認論」を手厳しく批判するところから始めているので、対照されている「宗教改革の義認論」の概略を背景に置き、「ライトの義認論」考察のための文脈設定をする。まず、「宗教改革の義認論」は何かを問う。それは、「古典的なプロテスタントの見解では、信仰者は恵みのみ（*sola gratia*）によって、キリストのみ（*solo Christo*）のみわさを根拠として神の前に義と認められ、…この価なしの義認は信仰のみ（*sola fide*）によって信仰者のものとなる¹³」と定義される。この「義認」は神の受け容れの“司法的宣言”であり、「恵みのみによって」は価なしの義認の“基盤”をなし、「信仰のみによって」は義認の“手段”を構成している¹⁴。

B. ライトの義認論が批判している「宗教改革の義認論」の鍵となる特徴とは何か¹⁵

ここで「NPP を基盤としたライトの義認論」が批判している「宗教改革の義認論」の鍵となる特徴を見ておく。その特徴とは、(1)義認をイエス・キリストの“福音の主要な主題”とし、(2)義認は“第一義的に神学的かつ救済論的な主題”であるとしていることであり、(3)中世のローマ・カトリックの義認の教理が、“義認の部分的で功績となる基盤としての律法への従順を強調”することで福音を傷つけたと指摘し、また(4)パウロが「行い」や「律法の行い」について語るとき、“神に受け容れられる基盤とみなされている律法に従う行為”のことを言っていると主張していることである。さらに(5)イエス・キリストの福音の中で啓示されている“神の義を、神が信仰者に価なしに与え転嫁”する、と主張していることである。

¹³ 『「パウロ研究の新しい視点」再考』16-17頁

¹⁴ 前掲書 17-26頁

¹⁵ 前掲書 27-30頁

C. 福音主義義認論の座標軸において、「宗教改革の義認論」の評価は二つに分かれている

以上の特徴をもつ「宗教改革の義認論」を福音主義義認論の座標軸に位置づければ、宗教改革の遺産を基盤とする人たちからすると、「聖書の啓示、そしてパウロ書簡、特にローマ書に啓示されている義認論」に適合しているとして「A・Bの啓示適合ゾーン」に位置づけられる。しかし、NPPを基盤としたライトは、サンダースの「カヴェナンタル・ノミズム」理解に照らし合わせて評価し、彼によれば「宗教改革の義認論」は「偽のユダヤ教」理解を前提にしており、歴史的に誤っているゆえに歴史的また社会的に不適合と判断され「B・Dの歴史不適合ゾーン」に位置づけられる。

重なり合うゾーンは、「Bの啓示には適合・歴史には不適合のゾーン」である。これは、我々「聖書の靈感と権威」を信じる福音主義の立場では受け入れ不可能である。「啓示」の解釈か、「歴史」の解釈のどちらかに存在する“盲点”を明らかにし、「Aの啓示と歴史の双方に適合」する選択肢を見出すべきである。

第二部：「NPPを基盤としたライトの義認論」—社会学軸方向へ強化されたベクトル

「宗教改革の義認論」は、十六世紀の宗教改革以来、プロテスタントの聖書学を大きく支配してきた。しかし、過去二百年の使徒パウロの著作に関する批判的研究では、宗教改革における合意を再検討しようとする多くの試みを我々は目の当たりにする¹⁶。

A. 「NPPを基盤としたライトの義認論」の背景とは何か

①ライトの義認論は、過去二百年のパウロ研究の中で生まれてきた“二つの問い”を背景としている¹⁷

まず「NPPを基盤としたライトの義認論」の背景から見ていく。ライトの

¹⁶ 宇田進『福音主義キリスト教と福音派』（いのちのことば社、1993年）125-152頁の中の「リベラリズムと福音派」参照。

¹⁷ 『「パウロ研究の新しい視点」再考』31頁

義認論は、歴史的に過去二百年の使徒パウロの著作に関する批判的聖書研究、学術的研究の中で生まれてきた“二つの問い”を背景としている¹⁸。その問いとは、(1)パウロの福音理解の“中心的主題”は、宗教改革の視点が示唆しているように「義認の教理」であったのか。(2)パウロと彼の先祖伝来の宗教である「ユダヤ教との関係」は、伝統的なプロテスタント神学が想定していたように一様に“否定的なもの”であったのか、というものである。

②ライトの義認論には、NPP諸文献で繰り返されている“三つの主張”が含まれている¹⁹

上記の問いを背景に生起してきたNPPを基盤としたライトの義認論には、NPPの諸文献の大部分で繰り返されている“三つの主張”が含まれている。それは、(1)義認についての宗教改革の見解は、パウロ書簡の執筆時の“ユダヤ教についての、誤ったイメージ”を土台にして構築されている。(2)義認についての宗教改革の見解は、パウロが義認の教理で取り扱っている問題を特定しており、その誤りは「律法の行い」についてのパウロの言葉を、“一種の法的な義”に言及しているものと受け取ったためである。(3)パウロ書簡で「義認」という言葉はおもに、“罪責ある罪人が神の受容を見出す方法”を指しているのではなく、“誰が神の契約の民に属するのかを特定する”ことへの言及である、という主張である。

B. 「NPPを基盤としたライトの義認論」とは何か

①ライトの義認論には“二つの前提”がある²⁰

次に、NPPの文脈を基盤とした「ライトの義認論」そのものをみていこう。ライトの義認論には上記の文脈に沿うかたちで“二つの前提”がある。ライト

¹⁸ 浅野淳博「パウロと律法①『新たな視点』以前の『パウロと律法』解釈史概観」、『ペディラヴィウム64—ヘブライズムとヘレニズム研究』（ペディラヴィウム会出版部、2009年）所収論文、20-47頁には、1977年に発刊されたE・P・サンダース、*Paul and Palestinian Judaism*に至る百年間の議論が概観されている。

¹⁹ 『「パウロ研究の新しい視点」再考』33頁

²⁰ 前掲書44頁

によると、(1)宗教改革の視点ではパウロが“ユダヤ教の律法主義”に反対して義認の教理を明確にしたと仮定していたのに対して、サンダースの第二神殿ユダヤ教の研究は、パウロ書簡執筆の時点では“そのような律法主義は一般的でなかった”という仮説を第一の前提命題とし、(2)そのことに加え、ライトはユダヤ主義者とのパウロの論争と彼らの『律法の行い』の理解についてのダンの解釈—それが律法主義であることではなく、“歪んだ民族主義”であること—にも賛同し、第二の前提命題としてそれを活用している。

②ライトは、福音とは『誰が主なのか』という問いに答えるものであると言う²¹

ライトはその義認論において、“ユダヤ教の律法主義”に反対して義認論を明確にしたとして「宗教改革の義認論」を全面否定し、またパウロの言う「律法の行い」を“歪んだ民族主義”に限定して理解している。ライトは、そこから彼の義認論を展開し、「多くの場合、福音とは『人が“どのようにして救われるのか”という体系』に違いないと考えられているが、ライトはこれを福音の真の意味の“ひどい歪曲”である²²とまで言う。福音とは、罪過ある罪人の『わたしはどのようにして神の愛顧を得ることができるのか』という問いへの答えではなく、むしろ『誰が主なのか』という問いに答えるものであると言う²³。ライトは、パウロの福音の基本的メッセージをイエス・キリストの支配(lordship)に焦点を置いたものとして再解釈している。

③ライトは、用語・概念の五つの再定義に基づき「義認の教理」を再解釈している²⁴

ここで、ライトの義認の教理の再解釈を理解するために、さらに用語・概念の五つの再定義を確認しておく。まず(1)神の民の義認の根拠としての神の義という言葉のライトの解釈は、「行動における神の契約的信実」のことであり、

²¹ 前掲書 46 頁

²² 『使徒パウロは何を語ったのか』 79 頁

²³ 前掲書 111 頁

²⁴ 『「パウロ研究の新しい視点」再考』 48-63 頁

(2)義と認めるという表現の正確な意味は、「誰がその共同体に入るのかという問題ではなく…その共同体に誰が属しているかをどのように見分けるか」という問題のことである。

また(3)信仰の役割は、「キリストに対する信仰はユダヤ人と異邦人から成る神の家族の成員資格を表す唯一の記事」であり、(4)義認の過去、現在、未来の時制においては、イエスをメシアと信じる者はすべて義と認められる。つまりユダヤ人と異邦人から成る信仰の一大家族として神によって認知される。主な焦点は未来にあり、この最終的な義認において神の民の潔白が証明される時には「行いによる義認」も含まれる。ライトは「最後の日に潔白が立証されるのは、神がその心と生活に神の律法つまり神のトーラーを記した人々である」と主張する。

最後に(5)キリストの十字架と復活と教会の義認の関係について言及すると、ライトはパウロの義認の教理は人間の罪深さと罪責の問題に第一に向けられているわけではないと主張しており、そのためキリストのみわざについての彼の理解も同様に、歴史的に「キリストの贖いの御業という教理」の不可欠な部分を形成してきた諸主題をほとんど強調していない、という特徴を有している。

C. 福音主義義認論の座標軸において、「NPPを基盤としたライトの義認論」の評価は二つに分かれている

NPPの立場に立つ人たちからすれば、「NPPを基盤としたライトの義認論」は、サンダースの「カヴェナンタル・ノミズム」理解とダンの「律法の行い」理解に立脚し、第二神殿研究という歴史的資料に適合していると評価され、「A・Cの歴史に適合するゾーン」に位置づけられる。しかし宗教改革の遺産を基盤とする人たちからすれば、「NPPを基盤としたライトの義認論」は、聖書の啓示、そしてパウロ書簡、特にローマ書に啓示されている義認論に不適合であると「C・Dの啓示に不適合とするゾーン」に位置づけられる。

ライトは、「カヴェナンタル・ノミズム」理解は、パウロ研究の展望を支配するものであり、この基本的な主張と、ダンの「律法の行い」理解は、確立されたものであるとの認識に立ち、この“仮説のひとつとしての命題”を“立証され、事実として認知された命題”に格上げ評価し、彼の「パウロ書簡」の脱